

第4章 行政・専門家の技術的支援

1. 支援の流れと工夫・留意点

1) 支援の流れ

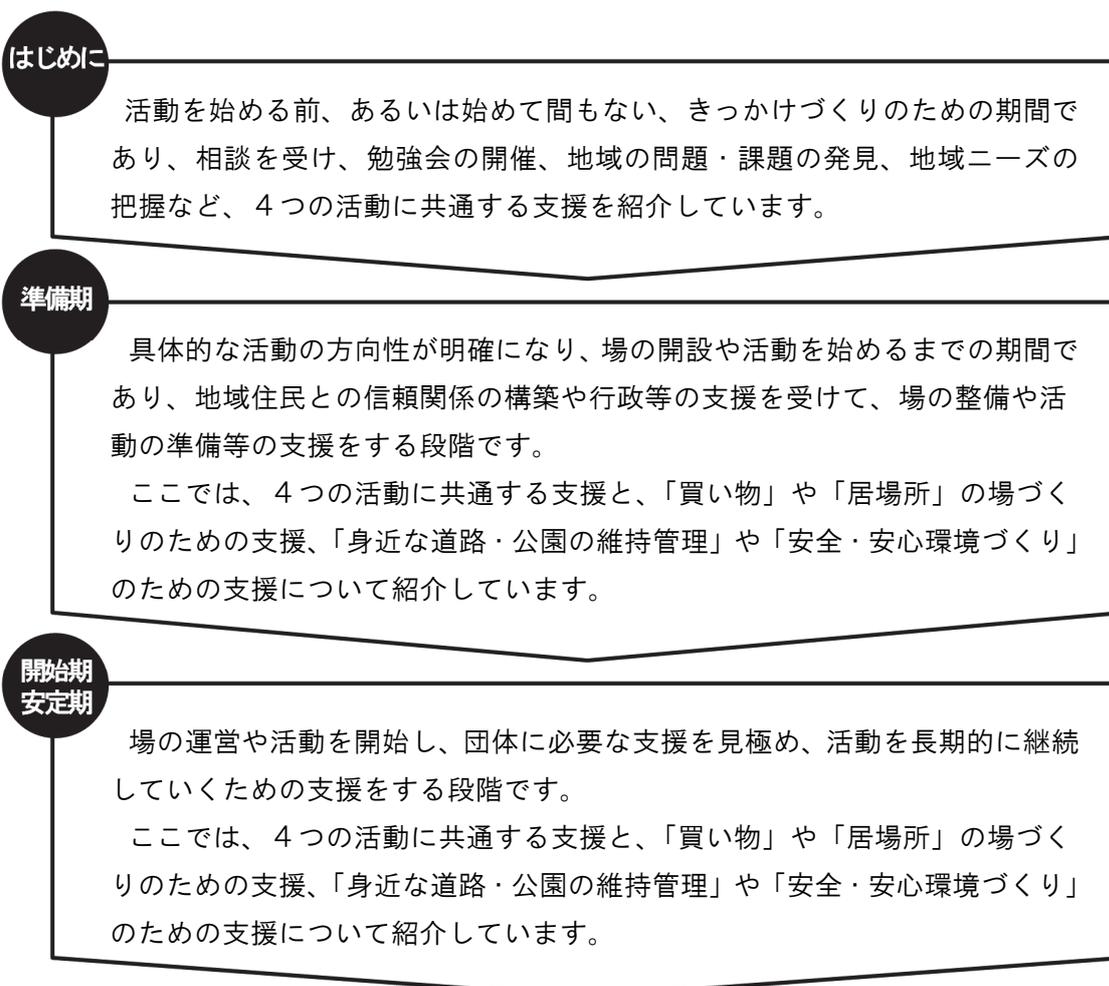
「買い物できる場づくり」、「居場所づくり」、「身近な道路・公園の維持管理」、「安全・安心環境づくり」の活動では、活動の段階ごとに取り組みを準備し、軌道にのせ、継続する様々な場面で、行政や専門家による必要な支援を受けながら活動が進められていました。

ここでは4つの活動に関連して、「はじめに」、「準備期」、「開始期・安定期」の3つの活動の段階に分けて、行政や専門家による支援について紹介します。

また、前章までに紹介した①4つの活動に共通する支援、②「買い物」や「居場所」の場づくりのための支援、③「身近な道路・公園の維持管理」や「安全・安心環境づくり」のための支援の3つに分類し、活動主体がどのような支援を受けているか（必要としているか）について、段階ごとの工夫と留意点を整理します。

なお、活動の段階、活動主体の目的や内容等に応じて、ご利用ください。

図 段階ごとの流れと整理の視点



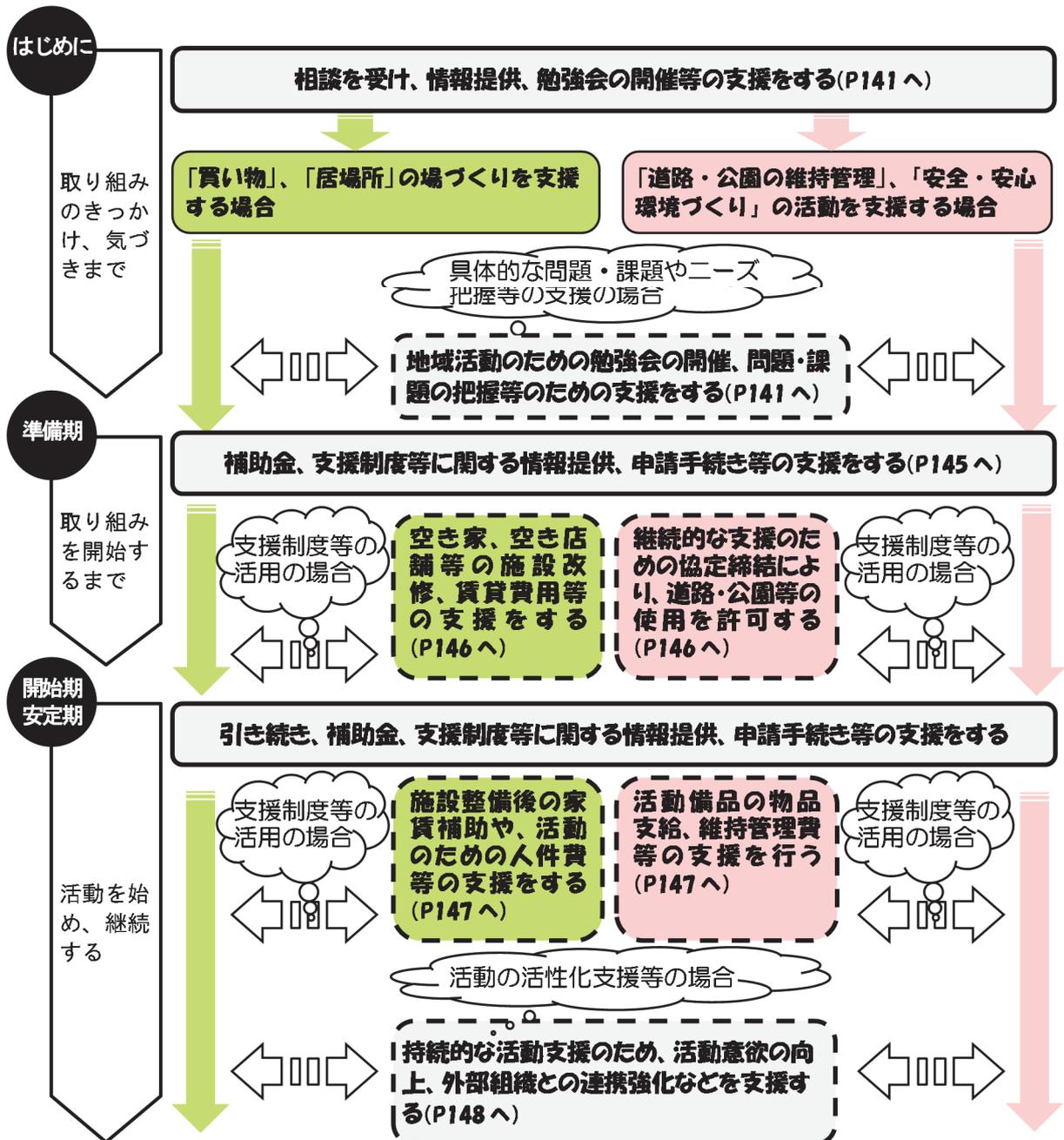
2) 段階ごとの工夫と留意点

「はじめに」や「準備期」は、これまであまり関心がなかった活動主体が主な対象となるため、活動に興味を持ち、活動を展開するための「きっかけづくり」や「具体的な取り組みを始める」ための支援が特に大切です。

「開始期」や「安定期」は、すでに活動を実践している活動主体が主な対象となるため、行政や各種団体と連携して活動するための情報提供や資金等の支援が大切です。

なお、活動を進めるにあたって、都市整備分野の支援制度だけでなく、産業分野や福祉分野など、関連する分野の補助金の活用や、自治会や社会福祉協議会、大学、事業者などとの連携を図ることも有効です。

図 段階ごとの工夫と留意点



取り組みのきっかけ、気づきまで

相談を受け、情報提供、勉強会の開催等の支援をする



初期の取り組みとしては、はじめにどのような地域の問題・課題があるのか気づきを得たり、活動のきっかけづくり等に係る支援を行うことが効果的です。

活動に関する情報提供や、公民館などで地域活動に関する勉強会などの開催等の支援をしましょう

- ・不特定多数の地域住民の方々を対象とする場合は、窓口での相談受けつけ、4つの活動に関する取り組みや関連施設整備等からみた地区の現況・課題に関する情報提供、公民館等での勉強会、出前講座の開催・支援などがきっかけづくりに有効です。

【支援制度等の例】

事例1 一般住民向けに公民館主催の住民学習会の開催（福山市、P158参照）

【期待される効果】

- ・地域の問題・課題の把握・共有、活動主体の体制構築

具体的な問題・課題やニーズ把握等の支援の場合

地域活動のための勉強会の開催、問題・課題の把握等のための支援をする

活動目的に応じた勉強会、活動団体等との意見交換、マップづくりなどの開催等の支援をしましょう

- ・ある程度の活動実績、問題意識を持つ活動主体の場合は、行政や専門家と活動主体の意見交換や勉強会を開催したり、まち歩きやワークショップ等を開催し、地域の問題・課題を発見しやすくする支援をしましょう。
- ・また、活動主体に目的意識がある場合は、活動主体が具体的な地域の課題を発見できるよう、専門家やまちづくり団体などの協力を得て、地域の課題をマップに整理する支援も有効です。

【支援制度等の例】

事例7 NPO 連絡協議会としての団体、行政による意見交換の場を開催（豊島区、P188参照）

事例4 市内の活動団体の取り組み事例の紹介、意見交換の場を開催（北九州市、P173参照）

【期待される効果】

- ・地域の問題・課題の把握・共有、活動主体の体制構築

【買い物支援のための取り組み事例の紹介、意見交換会の開催等をしている例】
 ー福岡県北九州市、買い物支援に関する意見交換会の開催概要

北九州市では、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者などの「買い物弱者」に関する問題が地域に広がりつつあり、移動販売や宅配などの民間サービスや、地域住民による「ふれあい朝市」など多様な取り組みが進められています。

こうした現状を踏まえ、地域社会の協働による買い物支援の取り組みをさらに進めるため、平成 25 年 11 月に民間事業者や地域住民などの関係者による意見交換会を開催しました。

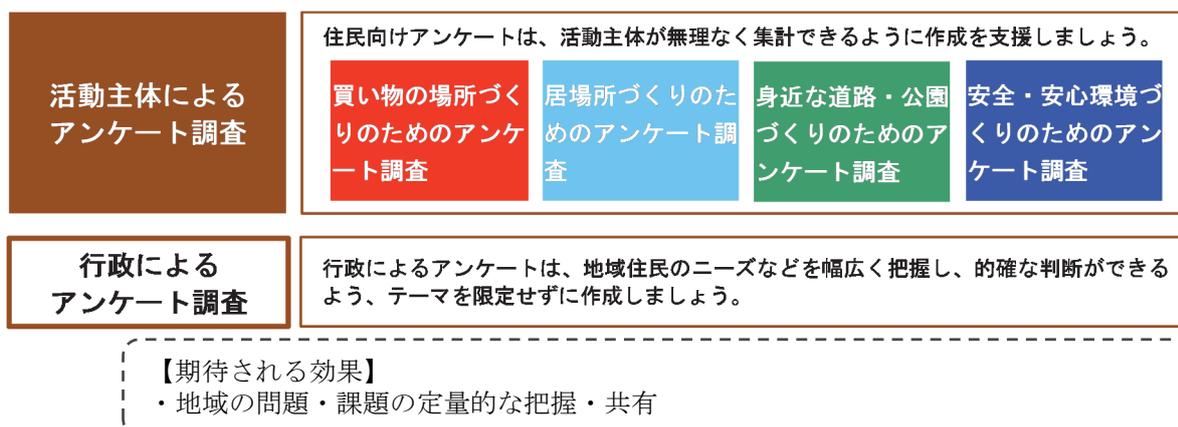
意見交換会では、7つの取り組み事例について、各々の活動主体が取り組み内容を発表し、意見交換を行いました。

資料：北九州市ホームページ (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18200056.html>)

■ 地域の問題・課題把握等のためのアンケート調査を支援しましょう

- ・活動を始める前に、地域の問題・課題やニーズの把握をするため、アンケート調査の実施に関する支援をしましょう。
- ・アンケート調査は、行政が自ら行う場合と、活動主体が自ら行う場合が想定されます。活動主体が自ら行う場合は、アンケート集計の負担が大きくなるように目的に応じて吟味した項目のアンケートが実施できるように、活動の段階や目的に応じて、助言や支援をしましょう。
- ・この結果をもとに、どのような取り組みが必要か、勉強会等で色々な意見を出し合い、活動の気運を盛り上げ、活動主体となる組織の立ち上げを支援しましょう。
- ・建築研究所のホームページで公開されている『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158号(2014 年 4月, <http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/158/>)などを参考に、アンケート項目を考えてみましょう。

図 ニーズ把握のためのアンケート調査の概要



住民参加による基本計画等の検討を通じて、活動の取り組みを支援しましょう

・公共施設の整備等に合わせ、地域住民や地域の活動団体等の参加を呼びかけ、基本計画や実施計画を検討したり、意見交換を行うことにより、地域活動を担う活動主体へと発展することがあります。

・地域活動を継続するには、活動を牽引するリーダーや取り組み体制の確立が必要不可欠です。そのため、行政自ら地域リーダー等の養成講座を開設し、育成することも有効です。

【支援制度等の例】

- 事例 12 景観整備、公園整備の基
および 本計画、実施計画（中頭
事例 13 郡北中城村、P213 参照）
（板橋区、P218 参照）

【期待される効果】

- ・ 地域の問題・課題の把握・共有、活動主体の体制構築・強化

【取り組みを行政計画に位置付けている例】—新潟県新潟市の取り組み概要

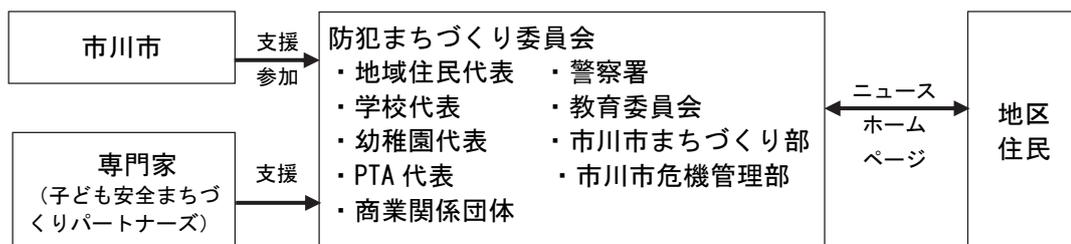
新潟県新潟市のこらぼ家の取り組みは、新潟市の行政計画である「北区拠点商業活性化推進事業計画」において、空き店舗対策事業の一つに位置づけられています。この計画に位置付けられたことにより、その運営に対する最大5年間（通常は3年）の補助を受けることができるようになりました。

【行政、専門家、地域住民団体が協働で、防犯まちづくりに取り組んでいる例】

—千葉県市川市、防犯まちづくりのための取り組み概要

千葉県市川市では、稲荷木小学校周辺を対象として、地区内の多様な団体をメンバーとする委員会を立ち上げ、「防犯まちづくり計画」を策定しました。これにより、日ごろ交流がない世代間交流も生まれました。

防犯まちづくり計画策定後、(一社)子ども安全まちづくりパートナーズの学識経験者等から、ワークショップの企画や運営、情報共有のためのポータルサイトの構築など、支援を受けて活動を進めています。



資料：市川市稲荷木小学校周辺地区 子ども安全ホームページ
(<http://toukagi.kodomo-anzen.org/index.html>)

【福山市における市民との協働に関する条例により助成、支援に取り組んでいる例】
－広島県福山市、地域まちづくり推進事業の概要

福山市では、まちづくりを担ってきた自治会・町内会、ボランティア、NPO、企業等の各種団体や市民、行政の連携を深めながら、それぞれが責任と役割を分担し、対等な立場で補完し、協力しあう「協働のまちづくり」を推進しています。

この協働のまちづくりを推進することができるよう、福山市は「福山市協働のまちづくり指針」（2005年7月）を策定し、2006年4月から「協働のまちづくり元年」として協働のまちづくり推進に向けた施策がスタートしています。また、2007年4月には「福山市協働のまちづくり行動計画」を策定しました。

これにより、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、一定の助成をすることにより、地域住民による自主的・主体的な活動が展開されました。また、地域の課題解決や地域の活性化を図ることを目的に「地域まちづくり計画推進事業」などの事業を実施しています。

資料：福山市協働のまちづくり課ホームページ
(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kyoudou-machidukuri/>)

【リーダー養成のためのまちづくり講座を開催している例】
－愛知県春日井市、安全・安心まちづくりボニターの取り組み概要

愛知県春日井市では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民の意識の醸成と「地域安全リーダーの育成」を基本理念とした「春日井市安全なまちづくり協議会」を設立し、安全なまちづくりに向けた活動を行っています。

ボニターとは、「ボランティア」と「モニター」の2つの言葉を合わせた造語で、防災や防犯などの地域の安全のため、自発的に行動し、社会貢献活動（ボランティア）ができ、行政などの機関？に対して、地域の安全・安心に関する必要な提言を行うこと（モニター）ができる市民という意味です。

ボニターは、春日井市安全なまちづくり協議会（1993年設立）が開校する「春日井安全アカデミー」を卒業し、さらにボニター養成講座を修了した方々が春日井市安全なまちづくり協議会会長（市長）の委嘱を受けて活動しています。

1年を通じて地域の安全・安心に係る活動を行っています。地域の安全・安心についてリーダー的役割を担っており、災害図上訓練（DIG）の実施、住宅対象侵入盗防止のための簡易防犯診断（安・安診断）の実施、児童見守り活動などを行っています。

資料：春日井市安全・安心まちづくりボニターホームページ
(<http://www.city.kasugai.lg.jp/bosai/kyogikai/shiminanzen76.html>)

取り組みを開始するまで

補助金、支援制度等に関する情報提供、申請手続き等の支援をする



準備期では、買い物や交流の場の開設、公共施設の維持・管理活動などの具体的な取り組みに至る際の補助金等に関する情報提供、申請等に係る支援を行うことが効果的です。

■ 補助金、支援制度等に関する情報提供、申請手続き等に係る支援をしましょう

- ・取り組みの方向性が見えてきた場合は、具体的な支援・助成制度に関する情報提供が大切です。支援制度は、都市整備のみならず産業振興、福祉等の関連部局の制度を活用した支援を受けている事例が多くあります。
- ・そのため、活動団体の活動内容や取り組みの方向性を踏まえ、支援策に関する情報提供や申請手続き等に関する支援が有効です。

【支援制度等の例】

- 事例1 施設整備を行うにあたって、補助金活用、申請等を公民館が行った（福山市、P158 参照）
- 事例2 ひたちなか市高齢者ふれあいサロン事業補助・子育てサロン事業補助（ひたちなか市、P163 参照）

【期待される効果】

- ・商店街活性化、ミニ店舗開設、買い物弱者、買い物バス・移動等の商業振興関連の取り組み支援による活動内容の充実・強化
- ・支援制度の情報提供、具体的な利用方法、申請方法のアドバイス、支援による制度活用

【補助事業制度の情報提供手法】

買い物弱者対策については、経済産業省が「買い物弱者（買い物難民）応援マニュアル（第2版）」として取り組み事例を紹介しています。また、国や地方公共団体がやっている支援策を「買い物弱者対策関連事業予算等（国・地方公共団体）」として公表しています。こうした情報を地域住民等に提供することも有効です。

資料：平成25年度買い物弱者対策関連事業予算等（国・地方公共団体）の取りまとめについて
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonoshien25.html>

支援制度等活用の場合

「買い物」、「居場所」の場づくりを支援する場合

■ 空き家、空き店舗等の施設の改修、賃貸費用等を支援しましょう

- ・ 買い物や居場所の「場づくり」では、施設の改修等が必要となるため、施設の改修費用や賃貸料に対する支援を行う事例が多くあります。

【支援制度等の例】

- 事例 1 住民参加型施設整備事業（福山市、P158 参照）
- 事例 5 頑張るまちなか支援事業（新潟市、P178 参照）
- 事例 7 豊島区空店舗活用事業（豊島区、P188 参照）

【期待される効果】

- ・ 商業振興に関する助成制度の活用等、施設整備への金銭的支援による施設整備の促進

「道路・公園の維持管理」、「安全・安心環境づくり」を支援する場合

■ 継続的な支援のための協定締結により、道路・公園等の使用を許可しましょう

- ・ 道路・公園等の公共施設の維持管理や活用を支援するためには、公共施設の維持・管理に係る協定締結を積極的に行い、これらの施設の使用を行政が許可することが有効です。

【支援制度等の例】

- 事例 13 里親制度による協定制度の活用（板橋区、P218 参照）
- 事例 14 ボランティア・サポート・プログラムの活用、国土交通省（新居浜市泉川地区、P223 参照）

【期待される効果】

- ・ 団体活動の場の提供・支援による活動の開催、活性化



開始期、安定期では、表彰制度の活用などによる意欲の向上を図るとともに、活動の持続的発展のために高齢者や子どもを対象とした福祉関連支援制度、地域資源を活用した集客事業等に関する商業振興関連制度を始め、行政が持つ様々な支援制度を紹介し、活動を支援することが効果的です。

支援制度等の活用の場合

「買い物」、「居場所」の場づくりを支援する場合

施設整備後の家賃補助や、活動のための人件費等を支援しましょう

- ・先行事例では、商業振興関連の制度等を活用し、施設整備後の家賃補助や、活動のための人件費等の支援を受けている事例が多くあります。
- ・なお、空き家や空き店舗の施設整備費等への支援は、行政以外にも、公益法人や民間団体による支援制度などもあり、こうした制度に関する情報提供をすることも有効です。

【支援制度等の例】

- 事例 5 頑張るまちなか支援事業（新潟市、P178 参照）
- 事例 6 （独）福祉医療機構・長寿・子育て・障がい者基金助成事業（可笑屋／改装、P183 参照）
- 事例 6 ひと・まち広島未来づくりファンド Hm2（ふむふむ）（可笑屋／改装、P183 参照）

【期待される効果】

- ・活動内容の充実・強化・発展による活動の安定化

「道路・公園の維持管理」、「安全・安心環境づくり」を支援する場合

活動備品の物品支給、維持管理費等を支援しましょう

- ・公共施設の維持・管理を支援する場合は、活動主体と協定を結ぶとともに、維持管理費の一部を助成することが多くあります。
- ・活動を行う場合は、活動の立ち上げに必要な物品を支給したり、活動備品の購入費等を補助することも有効です。

【支援制度等の例】

- 事例 12 県道整備の際の花木の支給および維持管理費の支給（中頭郡北中城村、P213 参照）
- 事例 13 けやきの公園の事例（板橋区けやきの公園、P218 参照）

【期待される効果】

- ・道路・公園等の維持、管理等の活動意欲の向上

活動の活性化支援
等の場合

持続的な活動支援のため、活動意欲の向上、外部組織との連携強化などを支援する

■ 地域の活動の表彰や広報誌での紹介等をしましょう

- ・取り組みの開始後は、表彰されることにより活動に対する意欲が高まる事例が多くあります。
- ・また、広報誌やホームページ等で活動の紹介をすることにより、活動意欲が高まる事例が多くあります。

【支援制度等の例】

- 事例 14 道路の愛護、まちづくり活動等の表彰制度（新居浜市泉川地区、P 223 参照）（旭川市近文地区、P 233 参照）

【期待される効果】

- ・道路・公園等の維持、管理等の活動意欲の向上

■ 自治会、社会福祉協議会、大学等との交流、連携の支援をしましょう

- ・行政の支援制度のみならず、自治会、社会福祉協議会、大学等、事業者等からの支援を受けている事例が多くあります。
- ・準備期を経た開始期、安定期では、社会福祉協議会、町内会、PTA との連携を継続・強化した事例や、芸術作品の寄贈など、大学からの支援や連携を始めた事例もあります。取り組みを継続させるためにも、様々な団体との連携が出来るよう支援をすることも有効です。

【支援制度等の例】

- 事例 7 東京都商店街パワーアップ基金事業（みんなのえんがわ池袋／活動費支援、P 188 参照）
- 事例 12 大学等との連携による活動支援（沖縄県立芸術大学による大城芸術の里「彫刻カジマヤー」計画の決定と彫刻の寄贈展示、中頭郡北中城村、P 213 参照）
- 事例 13 大学等との連携による活動支援（淑徳短期大学による公園の維持活動との連携、板橋区、P 218 参照）

【期待される効果】

- ・活動内容の充実・強化・発展による活動の安定化

2. 支援にあたって

■ 活動団体の相談窓口等を分かりやすくし、分野間の連携体制を整える

- ・ 4つの活動の支援は都市整備分野のみならず、産業振興、福祉等の関連部局にまたがる場合があります。そのため、活動主体が、行政のどの部署に相談したらよいか分かりにくい場合があります。
- ・ そこで、相談内容に応じ、どの担当課に行くかアドバイスが出来るよう事前準備をしておくことが大切です。
- ・ また、都市整備、産業振興、福祉等の関連部局で連携体制を整え、相談窓口を一本化することも有効です。
- ・ なお、行政のみならず、中間支援組織や社会福祉協議会等が、活動支援をできる場合もありますので、関連する支援団体を把握しておくことも有効です。

【買い物支援の連携体制づくりに取り組んでいる例】ー福岡県北九州市の取り組み概要

福岡県北九州市では、高齢者の支援として「保健福祉局」、商店街の支援として「産業経済局」、生活交通の支援として「建築都市局」、コミュニティ活動支援として「市民文化スポーツ局」の4つの部局が買い物支援に関する取り組みを行っていました。

そこで、買い物支援に関する総合的な情報提供等を行うため、平成24年度から「保健福祉局」が中心となり、各局が参加したプロジェクトチームを設置しています。

これに伴い、平成25年11月には、保健福祉局が主体となった取り組みの一環として、民間事業者や地域住民など関係者による意見交換会を開催しました。

■ 継続的な支援のために活動目的や行政の役割等を明確にする

- ・ 活動組織や内容等により必要となる支援は、自発的な取り組みを支援する場合、行政や専門家と協働で取り組む場合など、様々なケースがあります。
- ・ いずれのケースでも、4つの活動の支援にあたり、行政にどのような支援が求められているのかを把握するため、活動メンバー等としっかり話し合うことが大切です。

コラム 高齢者の移動を地域で支える

●地域主導の移動手段確保への取り組み

高齢者の移動に関する問題は各地で深刻化している。これは、中山間地域のような過疎地域だけの問題ではなく、都市部周辺の郊外団地でも大きな課題となっている。団地では入居時期をほぼ同じにする同一世代の住民が一度に高齢化するため、問題が一気に深刻化する。

倉敷市内でも市中心部周辺にそのような団地・開発地が多く存在し、民間路線バスの廃止などをきっかけに、平成 17 年頃から、このような問題が急速に顕在化してきた。

当然、地域からは路線バスの廃止代替バスを行政が運行するよう要求があったが、倉敷市では、地域が主体となって代替の交通手段を運行することを提案し、その場合には市も支援するということとした。

この取り組みは、これまで市内の4団地で行われてきたが、例えば、倉敷市と総社市の境に位置する西坂台団地（約 650 世帯）では、自治会の運営委員会を組織し、運営委員会が平成 17 年からコミュニティタクシー（乗合タクシー）を運行している。また、平成 20 年からは新たに NPO 法人を組織し、NPO 法人が運行を継続している。

運行にあたって、運行経費と利用者の運賃との差額（赤字部分）について、赤字の9割を市が負担し、残り1割をNPO法人が会費等から補填することで運行している。（なお、他の団地では自治会の運営委員会が運行し自治会費から補填している。）

わずか赤字部分の1割ではあるが、この1割の地域負担が地域住民が移動手段を自分たちの課題として認識するようになるための鍵となっている。廃止代替バスを行政が運行する事例は各地に存在するが、多くの場合、地元の関心が高まらず、結局、ほとんど利用されなくなる。倉敷市の取り組みは、代替交通を主体的に運行してもらうことで、自分たちの公共交通であるという意識（=マイバス意識）を高め、結果として、より使いやすい、利用される公共交通に育てていこうという発想がベースにある。

●地域主導の移動手段確保への取り組み

団地での交通手段の確保からスタートしたこの制度だが、倉敷市ではこれを基により一般化し、平成 25 年には、交通不便地域で地域住民が主体となって移動手段を確保するコミュニティタクシーの普及促進を倉敷市生活交通基本計画に位置付けた。

すでに、この制度を活用してコミュニティタクシーの運行を始めた地区もあり、新たに移動手段確保の検討を進めている地区もあるなど、地域主導の移動確保は広がりを見せ始めており、今後の展開に期待される。



図 コミュニティタクシーのパンフレット

(文：橋本 成仁)

コラム 「ふるさと納税」を活用した地域支援の提案

買い物できる場づくり、居場所づくりなど「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」を行う団体は、無償ボランティアを活用するなどして支出を抑えているものの、採算化は難しく、活動を持続するために自治体からの金銭的支援が求められる。しかし、公平性が重視される従来型の自治体予算では、特定の地域や団体が受益者になる（と見なされる）ような支援は難しい。そこで以下では、地域内外の応援者が目的を指定して納税あるいは寄附を行う制度を活用した地域支援を提案したい。

●納税者が税金の用途を選ぶ

市民活動の活発化を背景として、納税者が一定の税金の用途を決められる仕組みを作る自治体が見られる。千葉県市川市の「1%支援制度」はその一例であり、ボランティア団体やNPOなどの活動に対して、個人市民納税者等が支援したい団体を選び、個人市民税額の1%相当額（団体の事業費の1/2が上限）を支援できる制度である。平成25年度実績を見ると、約9千人の納税者等からの届出を受け、審査会を経て選ばれた127団体に約1300万円が交付されている。内訳は、集会所でのサロン事業や健康講座、傾聴ボランティア育成など「保健・医療・福祉の増進」を行う団体が最も多く、高齢社会に向けた取り組みを応援したい市民の多いことが伺える。こうした仕組みを導入すれば、市民ニーズの高いところに支援を届けやすくなる上、納税者の市民意識の向上にもつながると考えられる。

●ふるさと納税の活用を

「1%支援制度」が自治体内部からの支援であるのに対し、自治体の枠を越えた地域支援の仕組みとして「ふるさと納税」が考えられる。自分の生まれ故郷や応援したい自治体（都道府県、市区町村）に対して寄附を行うと、寄付金のうち2千円を超える部分について所得税・個人住民税から全額が控除される制度で、寄付を行った自治体の特産品などの特典が付くことなどから近年注目を集めている。

加えて、いくつかのテーマから寄附の使い道を指定できることも魅力の一つだろう。自治体によるがテーマは自然保護、農林漁業、文化・教育など幅広い。年度の終わりには、各テーマに幾らの寄附が集まり、どのような事業に使われたかが分かる報告書が送られてくる。

この「ふるさと納税」による寄附を、買い物できる場づくり、居場所づくりなど、本書で扱う「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」に活用できないだろうか。田舎の両親と離れ都会に暮らす人が、自分が生まれ育ち、いまでも高齢の両親が暮らす地元自治体に寄附するケースが少なくないと思われる。「ふるさと納税」は、地元を離れた子世代を巻き込む仕組み、地元への愛着を持ち続けてもらうツールになり得る。この側面を強めるためには、寄付者が指定できる使い道の選択肢を、大まかなテーマ別でなく、より細やかな事業・活動別にするとよい。寄附する側にとっても、親世代の暮らしを支える身近なまちづくりに活用されることを望むだろう。

最近では、人気のある特典で寄付を集めようとする自治体間競争が加熱しているが、上記のような動機を持つ人は、必ずしも特典だけに期待して寄附するわけではない。例えば、地域が運営する店舗で扱う地元の野菜（地域の高齢者が庭先で育てたようなものを含む）だったり、やはり地域が運営する「居場所」の講座で作った絵手紙でもいい。それに、利用者の声や写真が入ったレポートが一枚ついてくれば、寄付者は地域とのつながりを感じられる。特典目当ての寄附は継続しないが、地域とつながりを感じられる人は翌年度以降も寄附を継続してくれるだろう。

（文：樋野 公宏）

